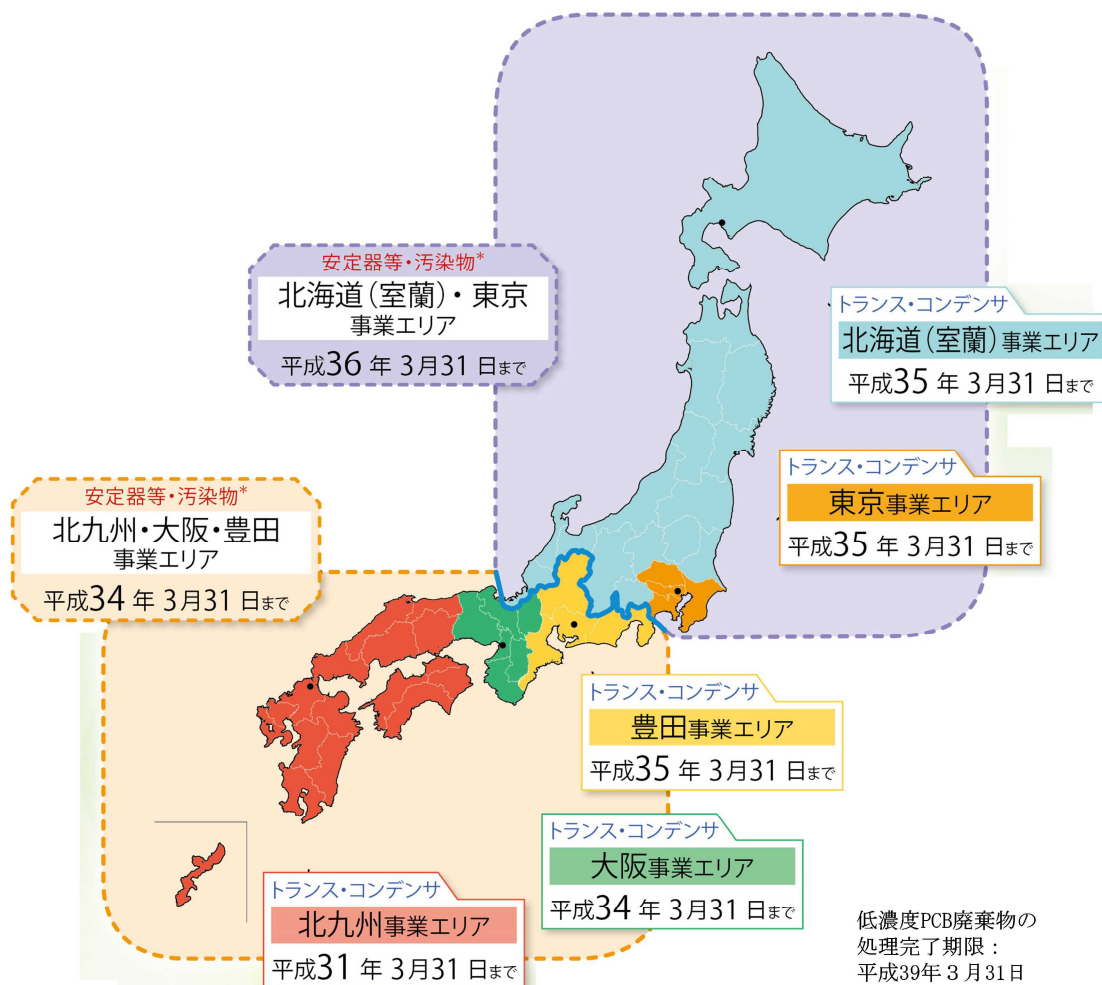


「PCB 廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について
～確実な処理完了を見据えて～（案）」の検討経緯について

1. 検討の経緯・背景

- 平成 26 年 6 月に変更された PCB 廃棄物処理基本計画に定められた処理完了期限は必ず達成すべき期限であり、国、都道府県市、保管事業者、JESCO 等の関係者が、その達成に向けて、あらゆる努力を払うことが必要。
- これまでの取組の進捗状況を踏まえ、PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会及び当該検討委員会の下に設置された PCB 廃棄物早期処理推進ワーキンググループにおいて、処理完了期限内に 1 日でも早く安全かつ確実に PCB 廃棄物の処理を完了するために必要な追加的方策について検討が行われ、報告書案が取りまとめられたところ。
- 報告書案については、平成 27 年 12 月 21 日から平成 28 年 1 月 19 日までパブリックコメントを募集しているところ。

PCB 廃棄物処理基本計画上の処理期限と処理体制



2. PCB 廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策に関する審議経過

平成 27 年 7 月 31 日

第 14 回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会

- ・ PCB 廃棄物処理基本計画に基づく取組の進捗状況と今後の課題について
- ・ PCB 廃棄物早期処理推進ワーキンググループの設置について

平成 27 年 9 月 10 日

第 1 回 PCB 廃棄物早期処理推進ワーキンググループ

- ・ PCB 廃棄物処理基本計画に基づく取組の進捗状況と今後の課題について

平成 27 年 10 月 16 日

第 2 回 PCB 廃棄物早期処理推進ワーキンググループ

- ・ PCB 廃棄物処理基本計画の達成に必要な追加的方策について

平成 27 年 12 月 2 日

第 3 回 PCB 廃棄物早期処理推進ワーキンググループ

- ・ PCB 廃棄物処理基本計画の達成に必要な追加的方策について

平成 27 年 12 月 11 日

第 15 回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会

- ・ PCB 廃棄物処理基本計画の達成に必要な追加的方策について

平成 27 年 12 月 21 日

「PCB 廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について～確実な処理完了を見据えて～（案）」のパブリックコメントの開始（平成 28 年 1 月 19 日まで）

平成 27 年 12 月 24 日

中央環境審議会循環型社会部会（第 11 回）

- ・ PCB 廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について（案）

平成 27 年 2 月 8 日（予定）

第 16 回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会

3. 今後の予定

本日御議論いただいた内容及びパブリックコメントの御意見等を踏まえ、平成 28 年 2 月 8 日に開催される PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会において、改めて報告書案の検討を行い、取りまとめられる予定。



(お知らせ)

「PCB廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）について

平成 27 年 12 月 21 日（月）
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課
代表：03-3581-3351
直通：03-5501-3156
課 長：角倉 一郎（内：6871）
課長補佐：中野 哲哉（内：7871）
担 当：蜂谷 真史（内：6880）

「PCB廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について～確実な処理完了を見据えて～（案）」について、広く国民の皆様から御意見をお聞きするため、平成27年12月21日（月）から平成28年1月19日（火）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を行います。

1. 検討概要

環境省では、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関し、安全かつ確実に処理完了期限内に1日でも早くPCB廃棄物の処理を完了するために必要な追加的方策について、環境省において開催している「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」及び当該委員会の下に設置された「PCB廃棄物早期処理推進ワーキンググループ」において検討し、別添の「PCB廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について～確実な処理完了を見据えて～（案）」（以下、「添付資料」という。）を取りまとめたところです。

これらの検討に加えて、添付資料について、広く国民の皆様から意見をお聞きするため、平成27年12月21日（月）から平成28年1月19日（火）までの間、意見の募集を実施いたします。

2. 意見募集（パブリックコメント）について

（1）意見募集対象

「PCB廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について～確実な処理完了を見据えて～（案）」

※ 添付資料については、環境省の報道発表ウェブページを御参照ください。

<http://www.env.go.jp/press/index.html>

(2) 意見の募集期間

平成27年12月21日（月）～平成28年1月19日（火）

※ 郵送の場合は、平成28年1月19日（火）必着

(3) 意見提出方法

次の様式により、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかの方法で提出してください。

(意見提出様式)

[件名]PCB廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について～確実な処理完了を見据えて～（案）に関する意見

[宛先] 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課あて

[氏名] （企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[ファックス番号]

[メールアドレス]

[意見] （該当する箇所を明記の上、できるだけ簡潔に御記載ください。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

※ 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください

（添付ファイルによる御意見の提出は御遠慮願います。）。

(4) 意見提出先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課あて

郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

ファックスの場合 03-3593-8264

電子メールの場合 hairi-sanpai@env.go.jp

（郵送の場合は封筒の表面に、ファックス又は電子メールの場合は件名に、「PCB廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について～確実な処理完了を見据えて～（案）に関する意見」と記載してください。）

(5) 資料の入手方法

① インターネットによる閲覧

- ・環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/info/iken/index.html>
- ・電子政府の総合窓口 [e-Gov] <http://www.e-gov.go.jp/index.html>

② 郵送による送付

郵送による送付を希望される方は、82 円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒（定型封筒）を同封の上、「PCB廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について～確実な処理完了を見据えて～（案）に関する意見募集関係資料希望」と封筒表面に明記し、上記「2.（4）意見提出先」の郵送の場合の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承願います。

(注意事項)

- ・ 御提出いただきました意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・ 皆様からいただいた意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。